

福岡県・福岡市・北九州市 「宿泊税」の新設について

1. 各自治体における宿泊税新設の理由 [各協議書より抜粋]

<福岡県>

さらなる観光需要の増加に向けて、福岡県が果たすべき役割、取り組むべき施策、そして施策を推進するために必要となる財源確保策を検討するため、平成30年7月に「福岡県観光振興財源検討会議」を設置した。

この会議の中で、福岡県は①広域的な観点からの観光振興施策の実施、②観光地づくりの核となる組織体制の強化、③市町村が実施する観光振興施策の財政的支援という、3つの役割に沿った施策に取り組む必要があることが提言された。

一方で、県においては、毎年度、事務事業見直し等の取組が行われているものの、財政は依然として厳しい状況にあり、新たな観光財源を既存財源から安定的かつ継続的に確保することは難しい状況である。

平成30年11月、当該検討会議において、本県の新たな観光振興財源の確保のためには、「宿泊税」を導入することが適当である旨の報告が取りまとめられたことを踏まえ、福岡県として検討を行い、「宿泊税」の導入を決定した。

<福岡市>

福岡市は、福岡空港や博多港、博多駅が立地し、多くの人・モノが行き交う九州のゲートウェイ都市として、多くの観光・ビジネス客を受け入れており、今後も、福岡市への集客のみならず、県や九州全域への送客を促していくため、受入環境の整備を加速させるとともに、増加する観光客と市民生活との調和や市民生活の安心安全の確保を図る事が求められている。

これらの課題への対応や観光に関する新たな行政需要の増加などに適切に対応していくためには、必要な財源を新たにかつ安定的に確保していく必要がある。

このため、平成30年3月から福岡市議会議員により観光振興の方向性や財源の検討が行われ、平成30年9月議会において、宿泊税を課することを定めた観光振興条例が可決・成立した。

同条例を受け、福岡市は、同年10月に「福岡市宿泊税に関する調査検討委員会」を設置し、具体的な使途や課税要件等についての議論を進め、令和元年6月議会に「福岡市宿泊税条例案」を提案し、同年6月24日に可決・成立したところである。

<北九州市>

観光産業は、北九州市の成長を支える極めて重要な産業であると考えており、これまで様々な観光振興施策に取り組んできたところであるが、さらに多くの観光客を誘致するためには、受入環境の整備など課題も多く、観光振興施策に係る財源の必要性は高くなっている。

そこで、北九州市独自の宿泊税の導入について本格的に検討を開始するため、令和元年6月28日に「北九州市宿泊税に関する調査検討会議」を設置したところである。当該会議において、観光に関する新たな財政需要に適切に対応していくためには、新たな安定的財源が必要であるとされ、財源確保の手法を規模、安定性・継続性、受益と負担という観点から比較検討を行ったところ、宿泊税が適当とされた。

「北九州市宿泊税に関する調査検討会議」の報告書を踏まえ、福岡県内における観光施策の役割分担や宿泊税の税額、徴収事務の一本化等について福岡県と協議を行い、令和元年8月16日に福岡県と合意したことにより、令和元年9月議会に「北九州市宿泊税条例案」を上程し、同年9月13日に同条例が可決・成立したところである。

2. 各自治体における宿泊税の概要

課 税 団 体	福岡県	福岡市	北九州市
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）	宿泊税（法定外目的税）	宿泊税（法定外目的税）
税 収 の 使 途	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用	観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進、M I C Eの振興や持続可能な観光の振興に要する費用	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用
課 税 客 体	・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・特区民泊施設への宿泊行為 ・民泊施設（住宅宿泊事業を営む施設）への宿泊行為	・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・民泊施設（住宅宿泊事業を営む施設）への宿泊行為	・旅館、ホテル、簡易宿所への宿泊行為 ・特区民泊施設への宿泊行為 ・民泊施設（住宅宿泊事業を営む施設）への宿泊行為
課 税 標 準	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者
税 率	一人一泊について 200円 （市町村が宿泊税を課税する場合） …100円 福岡市内・北九州市内 … 50円	一人一泊について、 宿泊料金が 20千円未満 …150円 20千円以上 …450円	一人一泊について150円
徴 収 方 法	特別徴収	特別徴収	特別徴収
収 入 見 込 額	平年度：約15億円	平年度：約18.2億円	平年度：約3億円
非 課 税 事 項	—	—	—
徴 税 費 用 見 込 額	平年度：約1.3億円	平年度：約1.5億円	平年度：約0.2億円
課 税 を 行 う 期 間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直し規定あり	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直し規定あり	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直し規定あり

3. 同意要件との関係

福岡県宿泊税、福岡市宿泊税及び北九州市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

福岡県宿泊税、福岡市宿泊税及び北九州市宿泊税の課税標準はいずれも、「旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設、民泊施設及び特区民泊施設（福岡県と北九州市のみ）への宿泊数」であり、課税標準の一部又は全部について、形式的にも実質的にも重複していると考えられる。

また、その他の国税又は地方税について、これら宿泊税と形式的に課税標準を同じくしているものは見受けられないが、実質的に課税標準を同じくしているものについては、消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）が、「国内において事業者が行う資産の譲渡等」を課税客体としており、料金を支払って行われる宿泊行為を含むものであると解されることから、宿泊税との関係を整理する必要がある。

宿泊税の課税標準は「宿泊数」であるが、これは、本税が観光施策により便益を享受する宿泊者に対し一定の負担を求める性格のものであり、受益の程度が宿泊数に対応するためである。

一方で、消費税等が課税標準を「資産の譲渡等の対価の額」としているのは、本税が、消費行為に担税力を見出し、広く一般に税負担を求める性格のものであり、担税力の程度が対価の額に対応するためである。

以上を踏まえると、宿泊税は、消費税等と課税客体が重複するものの、実質的に課税標準を同じくしているとは言えないと考えられる。

② 住民の負担

福岡県宿泊税の税率は、福岡市域及び北九州市域においては50円、それ以外の地域については200円である。一方で、福岡市宿泊税の税率は、宿泊料金が2万円未満宿泊については150円、2万円以上の宿泊については450円となっており、北九州市宿泊税の税率は一律150円である。

福岡県と2市それぞれが税率を調整した結果、福岡県内に宿泊の際には、基本的に200円の税負担が課せられることになるが、宿泊者の受益に着目し、

広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されていること、先行自治体の税率と同水準であることを踏まえると、住民負担は著しく過重とまでは言えないと考えられる。

また、福岡市内の2万円以上の宿泊施設においては500円の負担となるが、これは比較的高額な宿泊料金での宿泊行為に対するものであり、宿泊者の担税力を踏まえると著しく過重とまでは言えないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間の物の物流に重大な障害を与えること。」

宿泊税はそれぞれ、宿泊行為を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとは言えない。

したがって、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

宿泊税は、(1) のとおり著しく過重な税負担であるとまでは言えず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

これら宿泊税の税収は、それぞれ観光施策の充実に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税はむしろ、観光施策を推進するためのものであると言える。

また、政府の観光に関する取組については、「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)でその方向性が示されており、その中で、受益者負担による観光施策に充てる追加的財源を確保の検討を目指す旨が述べられている。本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「1 及び 2 に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる

以上より、今回新設を予定している福岡県宿泊税、福岡市宿泊税及び北九州市宿泊税については、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由はないと認められると判断する。